

隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

隠岐の島町学校給食センター調理業務について、安心安全でおいしい給食を届けるため、参加事業者の意見を聞き選考する公募型プロポーザル方式を採用し、調理業務受託予定者の選定を行う。

2. プロポーザルの概要

(1) 委託業務名

隠岐の島町学校給食センター調理業務

(2) 業務内容

別紙「隠岐の島町学校給食センター調理業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

(4) 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 68,156,000円

令和9年度 68,156,000円

令和10年度 68,156,000円

令和11年度 68,156,000円

令和12年度 68,156,000円

合 計 340,780,000円

※なお、この金額は、契約予定金額を示すものではありません。提案に当たって見積る金額は、この上限額を超えないものとする。

(5) 提案見積金額

提案見積金額は、本業務委託5年間に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）を積算し、提案見積書（様式第8号）及び積算内訳書（様式第8号別紙）を提出すること。

(6) 施設設備の使用

既存の施設設備を使用するものとし、原則として増改築、改造等は認めない。

3. 事務局

隠岐の島町教育委員会 隠岐の島町学校給食センター

〒685-0011 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町 834 番地

電話番号：08512-2-2283

メールアドレス：kyusyoku@town.okinoshima.shimane.jp

4. 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5. 参加資格等

本プロポーザルに応募できる事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を取得すること。
- (7) 別紙「隠岐の島町学校給食センター調理業務委託仕様書」の履行が可能であること。
- (8) 町内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有する者であること。

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本実施要領に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

6. 実施日程

現段階において想定する日程は次のとおりとする。

	項 目	日 程
一 次 審 査	募 集 及 び 公 告	令和7年11月13日(木)
	参 加 表 明 書 の 受 付	令和7年11月13日(木)～11月25日(火) 午後5時
	質 問 受 付	令和7年11月13日(木)～11月19日(水) 午後5時
	質 問 回 答	令和7年11月20日(木)
	一 次 審 査 結 果 通 知	令和7年11月26日(水)
二 次 審 査	業務提案書提出期間	令和7年11月27日(木)～12月11日(木) 午後5時
	業務提案書等に関する質問書受付期間	令和7年11月27日(木)～12月5日(金) 午後5時
	業務立案等に関する質問書の回答期限	令和7年12月8日(月)
	二次審査(ヒアリング)	令和7年12月17日(水)
	結果の通知(発送)	令和7年12月19日(金)

7. 関係資料等の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は、隠岐の島町の公式ホームページに公表する。

※ 隠岐の島町トップページ (URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>) ⇒ 事業者向け情報 ⇒ 入札・プロポーザル ⇒ プロポーザル

- (1) 公告文
- (2) 隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル実施要領
- (3) 隠岐の島町学校給食センター調理業務委託仕様書
- (4) 隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル評価要領
- (5) 隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル参加表明書等作成要領
- (6) 隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル業務提案書等作成要領
- (7) 各様式

8. 質問及び回答

プロポーザル実施にかかる質問および回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書(様式第2号)により提出すること。

(1) 提出期限

【参加表明書等に関する質問】 令和7年11月19日(水)午後5時(必着)

【業務提案書に関する質問】 令和7年12月5日(金)午後5時(必着)

(2) 提出先 事務局

(3) 提出書式 質問書(様式第2号)

(4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。

(5) 回答期限

【参加表明書等に関する質問】 令和7年11月20日(木)

【業務提案書に関する質問】 令和7年12月8日(月)

(6) 回答方法

【参加表明書等に関する回答】 電子メールにて参加表明書提出者に送信。

【業務提案書に関する回答】 電子メールにて業務提案書提出者に送信。

〔提出先〕 〒685-0011 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町 834 番地

隠岐の島町教育委員会 隠岐の島町学校給食センター

メールアドレス：kyusyoku@town.okinoshima.shimane.jp

9. 参加表明書等の提出

参加を希望する事業者は、次によりプロポーザル参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年11月25日(火) 午後5時(必着)

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)

(4) 提出書類(各1部)

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 会社概要書(様式第3号)

(ウ) 業務実績書(様式第4号)

(エ) 業務実施体制調書(様式第5号)

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

(カ) 食品衛生法に係る誓約書(様式第9号)

(5) 作成方法

「隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

10. 業務提案書等の提出

業務提案書等を提出する事業者は、次により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年12月11日(木) 午後5時(必着)

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし併せて電子データを1式提出すること。

(4) 提出書類

(ア) 業務提案提出書（様式第 6 号）

① 1 部提出

(イ) テーマ別業務提案書（様式第 7 号）

① 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）

② 原則、A 4 サイズ、縦長片面とする。

③ 様式は、様式第 7 号を使用してください（各テーマ 2 枚以内）

④ 文字サイズは 10.5 ポイント以上

⑤ カラー可、図、絵、写真等の使用は可

⑥ 提案課題を所定枚数以内で簡潔に記載すること

(ウ) 業務工程表

① 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）

② 様式自由。ただし、A 3 サイズ、横長片面で 1 枚以内

③ 文字サイズは 10.5 ポイント以上

(エ) 参考見積書（様式第 8 号、様式第 8 号別紙）

① 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）

② 5 か年度分の合計額と各年度の積算の具体的な内訳を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

③ 企業名有の見積書は、企業名を記名して捺印の上、あて先は隠岐の島町長とする。

1 1. 選考審査

審査委員会

参加表明書等及び業務提案書の審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、「隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び業務提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定します。

〔隠岐の島町学校給食センター調理業務委託プロポーザル審査委員会委員〕

委員長 教育長

副委員長 学校給食センター運営委員会委員長

委員 学校給食センター運営委員会副委員長

委員 学校給食センター学校栄養士

委員 学校給食センター所長

委員 隠岐の島町 財政課長

(1) 一次審査

参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査の一次審査を事務局が行う。

1) 一次審査の評価基準は次のとおりとする。

ア 参加資格要件をすべて満たしているか。

イ 提出書類はすべてそろっているか。

ウ 提出書類の記載内容は適正であるか。

2) 応募者が5者を超えた場合は、次により審査委員会が上位5者を選定する。

〔審査項目〕

審査項目	確認箇所
会社概要	様式第3号 様式第3号添付物
業務実績	様式第4号
業務実施体制	様式第5号

3) 一次審査の結果は全応募事業者電子メールで通知する。

4) 一次審査で適正と認められた二次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。

(2) 二次審査

事業者のプレゼンテーションに対して、審査委員会がヒアリングを行い、受託予定者を決定する。

1) 実施日時及び場所

12月17日(水) 時間及び場所は別に決定し通知する。

2) 所要時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて原則30分以内とする。

(プレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度)

3) 具体的な内容

ア 提案書の内容に関するプレゼンテーション及び提案内容の補足説明

イ 提案書、プレゼンテーション及び補足説明に対する審査委員会のヒアリング

4) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングの出席者(パソコン操作員を含む。)は、3名以内とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングには、業務責任(予定)者は、必ず出席すること。

ウ 説明用PC等を使用する場合は、提案者が準備する。(プロジェクター及びスクリーンは用意する。)

5) 審査

次の審査項目及び判断基準により審査委員会で審査し、合計点が最も高い提案者を受託予定者に決定する。

最高点者が複数の場合は、提案見積金額が最も低い事業者を受託予定者とする。それによっても受託予定者が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

〔審査項目〕

	審査項目
1	学校給食に対する基本的な考え方
2	危機管理に関する考え方
3	安全衛生管理に関する考え方
4	アレルギー対応に関する考え方
5	調理業務実施体制に関する考え方
6	調理従事者の教育に関する考え方
7	見積提案書

6) 結果通知

二次審査の結果は、二次審査の全参加者に電子メール及び文書で通知する。

1 2. 契約の締結

- (1) 町と二次審査で決定された受託予定者は、本委託業務に係る契約交渉により合意に至った場合は、委託料の上限額の範囲内で随意契約を締結する。
- (2) 町と受託予定者との契約が不調となった場合、または、受託予定者が契約締結までの間に本プロポーザルにおける参加資格を有しなくなった場合は、評価結果が次点の事業者を新たに受託予定者として手続きを行う。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザル審査は、令和8年度の予算成立を前提とするものであり、予算が不成立となった場合、予算措置がされない場合又は大幅な減額となった場合には、契約を締結しないことがある。この場合、隠岐の島町は、提案者または契約候補者が被ったいかなる不利益、損害、経費その他一切についても責任を負わないものとする。提案者は、当該リスクを十分認識したうえで本プロポーザルに参加するものとする。
- (2) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属し返却しない。
- (4) 審査の経緯及び結果について、異議の申立ては受け付けない。
- (5) 現在の給食センター調理業務従事者について、継続雇用を希望する者を優先して雇用すること。

【プロポーザル審査委員会事務局】

〒685-0011 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町 834 番地
 隠岐の島町教育委員会 隠岐の島町学校給食センター
 TEL : 08512-2-2283 FAX : 08512-3-0059
 E-mail : kyusyoku@town.okinoshima.shimane.jp
 ホームページ : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp/>